申　　請　　書

　　2024年　　月　　日

京都市ベンチャー企業目利き委員会　様

＜申請者＞　〒

住　所

連絡先　TEL:　　　　　　　FAX：

名　称

代表者(役職･氏名) 　　　 　　　　　　　　　㊞

* 申請書の記入にあたっては、｢ベンチャー企業評価認定書取扱基準｣｢個人情報の取扱いについて」「応募要件」(添付資料参照)をよくお読み下さい。
* 京都市ベンチャー企業目利き委員会は、ベンチャー企業評価認定手続きで知り得た申請者の技術上又は営業上の秘密情報をベンチャー企業評価認定以外に使用することはなく、また、第三者に対して開示することは一切ありません。
* 審査の結果、「ベンチャー企業評価認定書」が発行されない場合があります。また、審査内容及び結果に関するお問合せには応じられません。
* 審査結果として発行する「ベンチャー企業評価認定書」に関する全ての知的財産権は、京都市ベンチャー企業目利き委員会に帰属します(但し、申請者が保有する特許権、著作権等の知的財産権は除きます)。
* 「ベンチャー企業評価認定書」の記載内容は、審査後の金融機関等の第三者との交渉や取引結果について、何ら保証するものではありません。
* 申請にあたっては、添付の「個人情報の取扱いについて」に同意します。

○　京都市ベンチャー企業目利き委員会の応募要件を満たしていること。

以上を承諾のうえ、京都市ベンチャー企業目利き委員会第６４回(第６２期)委員会(２０２４年

１２月一次審査・２０２５年３月最終審査)(予定)に申請します。

【申請人(会社)概要】

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 創業/設立 | (創業 / 設立)　　　　　年　　月　　日 |
| 本社所在地連絡先　 | Tel: 　　　　　　　　Fax: E-mail:  |
| 資本金 |  |
| 業種 |  |
| 従業員 | 　　　　人 |
| 株主構成 | 氏名 | 関係 | 比率 | 売上構成 | 製品・商品名 | 比率 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 主要販売先 | 会社名 | 製品・商品名 | 比率 | 主要仕入先 | 会社名 | 製品・商品名 | 比率 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| ＜代表者経歴＞ |
| 生年月日　学歴　　　　　　職歴　　　特記事項　 |
| ＜会社沿革＞ |
| 設立・創業経緯設立・創業後の経緯事業の内容(貴社の強み、技術基盤など) |
| ＜過去に受けた補助金・助成金など＞ |
| 時期 | 対象事業 | 交付機関・制度名 | 金額(千円) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【プロジェクト概要】

|  |
| --- |
| ＜プロジェクト名＞　 |
|  |
| ＜開発の背景と目的＞ |
|  |
| ＜プロジェクト内容＞ |
|  |
| ＜解決すべき問題点と解決方法＞ |
|  |
| ＜従来技術・製品等との比較優位性＞ |
|  |
| ＜プロジェクトの技術内容＞ |
|  |

【事業化計画等】

|  |
| --- |
| ＜対象市場＞ |
| 対象市場の規模対象市場の特色など |
| ＜事業計画＞ |
| 製造・販売方法資金調達方法生産・販売計画利益見込み等　※申請プロジェクト限定(単位：千円)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 年度 | 年度 | 年度 |
| 売上高（①） |  |  |  |
| 売上原価（②） |  |  |  |
| 販売費及び一般管理費（③） |  |  |  |
| 営業利益（①－②－③） |  |  |  |

　 |

【経営資源（研究開発体制等）】

|  |
| --- |
| 保有技術・特許 |
|  |
| 社内の人材概要 |
|  |
| プロジェクト実施体制（社外ネットワークを含む） |
|  |

＜添付資料＞

**ベンチャー企業評価認定書取扱基準**

京都市ベンチャー企業目利き委員会

1. 本評価認定書は、京都市ベンチャー企業目利き委員会が、ベンチャー企業に対する支援による地域経済活性化を目指す公益目的、並びに産・学・公の連携による審査体制に基づいて独自に選定した基準により、広く収集、整合した秘密性又は非公開性を有する、財産的価値のある情報です。評価認定書に関する一切の知的財産権は京都市ベンチャー企業目利き委員会に帰属します(但し、申請者が保有する特許権、著作権等の知的財産権は除きます)。
2. 評価認定書については、本来の目的その他相当な目的以外の目的で利用することはできません。貸与、譲渡、翻訳、翻案等の利用行為は一切禁止します。
3. あなたが第2項の定めに違反した結果、京都市ベンチャー企業目利き委員会が損害を被ったときは、あなたは京都市ベンチャー企業目利き委員会に対して、当該損害を賠償する義務を負います。また、あなたと京都市ベンチャー企業目利き委員会の間の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
4. 京都市ベンチャー企業目利き委員会はベンチャー企業評価認定書の記載内容に関して、審査後の金融機関等の第三者との交渉や取引結果について、何ら保証するものではありません。また、当該評価認定書の記載内容によってあなたや第三者に損害が発生したとしても、京都市ベンチャー企業目利き委員会は当該損害を賠償する義務を負いません。

**個人情報の取扱いについて**

個人情報に関する取り扱いは、当財団が定める個人情報保護方針、取扱いに準拠します。

詳しくは、http://www.astem.or.jp/privacypolicyを御参照ください。

なお、本申請書記載の個人情報に関する利用目的等については下記に記載しております。必ず御確認ください。

１　個人情報の利用目的

　　本申請書及び本事業において知り得た貴殿の個人情報は次の目的で使用します。

　　①本事業は京都市ベンチャー企業目利き委員会の審査を行う目的で、名簿等の資料作成に使用

します。また本事業に関する各種連絡に使用します。

　　②本事業終了後、当財団が実施する各種事業に関する御案内の送付に使用します。

２　個人情報の提供について

　本事業は、京都市の補助事業であるため、実施内容の詳細を京都市へ報告する義務がありま

す。そのため、京都市産業観光局新産業振興室に事業報告書等として提供します。なお、それ

以外では、法令に基づく場合を除き第三者に貴殿の個人情報を提供することはありません。

３　個人情報の委託について

本事業を遂行するため、委託契約書を締結した法人・団体又は委員就任承諾書を提出した審

査委員へ必要な個人情報を委託する場合があります。

４　利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを御希望の場合

　　　御提供いただきました個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、

削除などを希望される場合には、御利用者本人の要求であることを確認したうえで、所定の手

続により、合理的な期間及び範囲で御希望に応じます。

下記の問合せ先へ御連絡ください。

５　個人情報の御提供は任意ですが、業務の性格上、申請書の情報の全部又は一部を御提供いただけない場合は、申請を受理できない場合があります。

６　個人情報の管理責任者とお問合せ先

　　公益財団法人京都高度技術研究所　　個人情報保護管理者： 総務部長

　　お問合せ先：公益財団法人京都高度技術研究所 総務部

　　〒600-8813　京都市下京区中堂寺南町134番地

Tel：075-315-3625（代）（受付時間：平日<月～金※祝祭日を除く> 9：00～17：00）

　　Fax：075-315-3614　　E-mail：info＠astem.or.jp　　[URL：http://www](file:///C%3A%5CUsers%5CAppData%5CLocal%5CTemp%5CB2Temp%5CAppData%5CDocuments%20and%20Settings%5Cuser%5Ckinyu01%5C%E3%83%87%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%88%E3%83%83%E3%83%97%5Chttp%5Cwww).astem.or.jp

京都市ベンチャー企業目利き委員会　応募要件

**1. 京都市ベンチャー企業目利き委員会の応募対象者は、以下の要件を満たすものとする。**

**（１）ベンチャー企業※1であること。**

**（２）みなし大企業※２に該当しないこと。**

※１　ベンチャー企業とは、事業開始前の個人、又は事業開始若しくは法人設立後概ね１０年以内の個人事業主又は中小企業者であって、新規事業に取り組むものをいう。

なお、上記の中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に定められ

ている下表のいずれかに該当する者をいう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種 | 資本金基準 資本金の額又は出資の総額  | 従業員基準 常時使用する従業員の数  |
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)  | ３億円以下 | ３００人以下 |
| 卸売業  | １億円以下 | １００人以下 |
| 小売業  | ５千万円以下 | ５０人以下 |
| サービス業 | ５千万円以下 | １００人以下 |

（注１）常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

（注２）NPO法人を含みません（NPO法人とは、「非営利」で規約等がある民間組織をいう。）。

※２　「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア　発行済み株式の総数または出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有していること。

イ　発行済み株式の総数または出資価格の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有していること。

ウ　大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めること。